

「眞於道也不亦遠乎」まではその註解、16の「人之不善、奚棄之有」は本文、續く「奚何也」から18の「接濟无遺也」まではその註解、20—21の「所以貴此道者何耶、只爲下不經一日、求之則得此」は本文、續く「言下悟者目擊道、有迷於累劫不復也」は註解に相當すると認められる。24以下27に至る4行には誤寫や脱字があるのでなからうか、今明らかに解し難いのは遺憾である。

さてこの全文を通讀して、何人にも直ちに感得せられるのは、その所説がいかにも老子道德經のそれに酷似してゐると思はれることであらう、この感じの下に仔細に攷究して見ると、こゝに本文として區別した殘卷の文句は、實に道德經第六十二章の本文をそのままに取つて、たゞその中の「故立天子置三公、雖拱璧以先駟馬、不如坐進此道」といふ一節を省いたのであり、またその註解と認められるものも、景教の立場から特種の解釋を施したのではなく、僅に三四の説述以外は道德經の他の章句に述べてある所を引用したのであつて、現在知られてゐる諸家の註解と酷似するものに外ならぬことが知れるのである。從來よく知られてあるやうに、道德經の所説は、神仙家はいふまでもなく、屢々兵家縱横家刑名家さては儒佛諸家の所説にも取入れられて居り、景典に於ても、余が既に至元安樂經をはじめ、その他の遺存の經典の解説に於ても述べたやうに、濃厚にその色彩を帯びてゐることを知り得たのであるが、この殘卷は特にその著しいものであることを認めねばならぬ。

かやうにこの殘卷の殆んどすべては、道德經の本文とその註解に外ならぬのであるが、さすがに前記のやうに僅かに數箇所にて、これらの本文や註解と關連せしめて景教としての特種の説述をつけ加へて、景典としての立場を保持してゐることを注意しなければならぬ。即ち22—23に「假使原始以來、生死罪譴、一得還源、可頓免有